

令和4年度補正予算

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金（ⒶⒷⒹ）

省エネルギー投資促進支援事業費補助金（ⒸⒹ）

補助率

1 / 2 以内

※中小企業者等以外は1/3以内

D エネルギー需要最適化対策事業

国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの

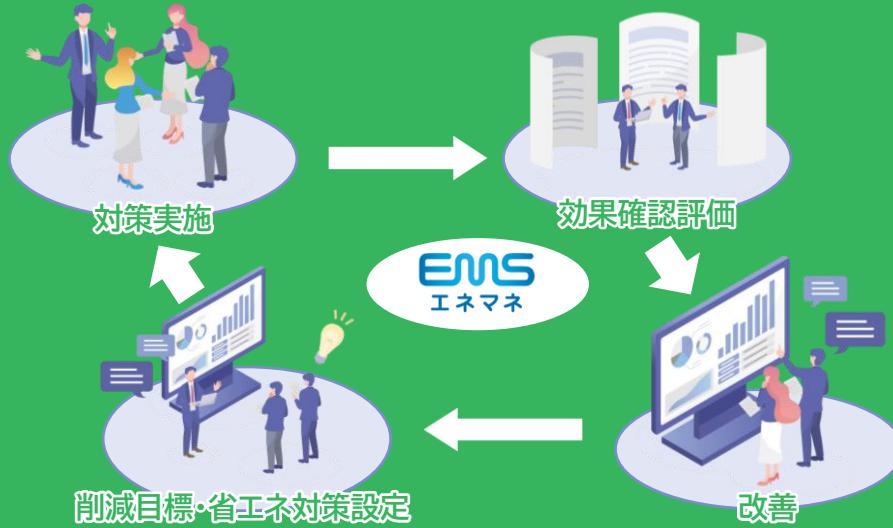
EMS機器の活用による

さらなる省エネの推進を支援します。

エネマネ事業者とエネルギー管理支援サービスを締結し、

EMSの制御効果と運用改善効果による、より効果的な省エネ取組に対して支援を行います。

D エネルギー需要最適化対策事業の活用イメージ



一 次 公 募 期 間

2023年

3/27(月)-4/24(月)

Ⓐ先進事業

Ⓑオーダーメイド型事業

Ⓓエネルギー需要
最適化対策事業

①エネルギー需要最適化対策事業の単独申請、②先進事業または③オーダーメイド型事業との組み合わせ

ⒶⒷⒹ補助金

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

Ⓒ指定設備導入事業

Ⓓエネルギー需要
最適化対策事業

①エネルギー需要最適化対策事業と、②指定設備導入事業との組み合わせ

ⒸⒹ補助金

省エネルギー投資促進支援事業費補助金

ⒶⒷⒹ補助金とⒸⒹ補助金では、公募要領・申請方法等が異なります。

全体スケジュール

詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

一次公募	公募期間：2023年3月27日(月)～4月24日(月) 交付決定：2023年6月上旬（予定）
二次公募	公募期間：2023年5月下旬～6月下旬（予定） 交付決定：2023年8月上旬（予定）
事業期間	交付決定日から2024年1月31日(水)まで

事業要件等

事業要件	SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化を図る事業	
省エネルギー効果の要件	申請単位で、「EMSの制御効果と省エネ診断等による運用改善効果」により、原油換算量ベースで省エネルギー率2%以上を満たす事業	
補助対象経費	設計費、設備費、工事費	
補助率	中小企業者等	1/2以内
	大企業、その他	1/3以内
補助金限度額	上限額	1億円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は、1億円
	下限額	100万円/事業全体

※ ④⑤⑥補助金では、⑦エネルギー需要最適化対策事業の単独申請と④⑤との組み合わせた申請が対象となります。

※ ⑧⑨⑩補助金では、⑦エネルギー需要最適化対策事業と⑧指定設備導入事業を組み合わせた申請のみ対象となります。

留意事項

- 当資料は一次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される公募要領等をご確認ください。
- 補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- 交付決定した事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了（設置完了、検収、支払完了）後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、あらかじめSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

